

資料 1 3 基本設計図書

[illegible]

注1 「総合」とは建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。

「計画説明書」には設計趣旨及び計画概要に関する記載を含む。

「全体工程表」には、実施設計、各種協議、申請及び工事期間を含む。

注2 成果物のサイズは協議による。

注3 部数に打合わせ用資料は含まない。

資料 1 4 実施設計図書

成果物	部数	備考
1. 建築（総合） 【建築（総合）】 ・建築物概要書 ・図面リスト ・仕様書 ・工事区分表 ・敷地案内図 ・配置図 ・面積表及び求積図 ・法規チェックリスト ・仕上表 ・平面図（各階） ・断面図 ・立面図（各面） ・矩計図 ・住戸平面詳細図 ・共用部平面詳細図 ・階段詳細図 ・展開図 ・天井伏図（各階） ・建具表 ・部分詳細図 ・外構図 ・サイン計画図 ・総合仮設計画図 ・その他必要な図面等	1 式	A 1 二つ折製本（2 部）、A 3（縮小版）二つ折製本（3 部）、A 3（原図）（1 部）
【工事手順書】	1 部	A 4 ファイル
【全体工程表】	1 部	A 4 ファイル
【工事費内訳明細書】	1 部	A 4 ファイル
【積算数量算出書】	1 部	A 4 ファイル
【積算数量調書】	1 部	A 4 ファイル
【建築確認申請関係図書】	1 部	A 3 二つ折
2. 建築（構造） 【建築（構造）基本設計図書】 ・図面リスト ・仕様書 ・構造基準図 ・土質柱状図 ・杭伏図 ・伏図（各階） ・軸組図 ・各部断面図 ・標準詳細図 ・その他必要な図面等	1 式	A 1 二つ折製本（2 部）、A 3（縮小版）二つ折製本（3 部）、A 3（原図）（1 部）
【構造計算書】	1 部	A 4 ファイル
【工事費内訳明細書】	1 部	A 4 ファイル
【積算数量算出書】	1 部	A 4 ファイル
【積算数量調書】	1 部	A 4 ファイル
【建築確認申請関係図面】	1 部	A 4 ファイル
		A 3 二つ折

[illegible]

成果物	部数	備考
7. その他		
【地質調査資料】	1 式	A 4 ファイル
【建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく計画書】	1 部	A 4 ファイル
【リサイクル計画書】	1 部	A 4 ファイル
【近隣説明用図面】	1 部	A 4 ファイル
【議会説明用図面】	1 部	A 4 ファイル
【設計住宅性能評価申請書】	1 部	A 4 ファイル
【設計住宅性能評価書】	1 部	A 4 ファイル
【概略工事工程表】	1 部	A 4 ファイル
【什器部品リスト・カタログ】	1 部	A 4 ファイル
【交付金その他の国庫補助金申請で必要な書類】	1 部	A 4 ファイル
【その他、事業に必要となる各申請書及び届出書の写し】	1 部	A 4 ファイル
【各種技術資料】	1 部	A 4 ファイル
【各種議事録】	1 式	A 4 ファイル
【その他必要な図面・資料】	1 部	A 4 ファイル
【CAD データ又は電子データ】	1 式	CD-R 等（CAD データ（dxf、jww の全ての形式で提出）、その他（word、Excel、pdf 等） ※図面データ PDF データも提出のこと

注1 「総合」とは建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。

注2 工事費概算書は適切な工法、工期の設定により作成すること。なお、単価に関する資料（見積書、単価根拠等）を含むものとする。

注3 成果物のサイズは協議による。

注4 部数に打合わせ用資料は含まない。

資料 1 5 完成図書

成果物	部数	備考
【竣工図（建築）】	1 式	A 1 二つ折製本（1 部）、A 3 二つ折製本（3 部）、原図（1 部）
【竣工図（電気設備）】	1 式	A 1 二つ折製本（1 部）、A 3 二つ折製本（3 部）、原図（1 部）
【竣工図（機械設備）】	1 式	A 1 二つ折製本（1 部）、A 3 二つ折製本（3 部）、原図（1 部）
【解体図】	1 式	A 3 二つ折製本（1 部）、原図（1 部）
【図面等が収録された電子媒体】	2 部	DVD-R 等（CAD データ（dxf、jww の全ての形式で提出）、PDF）
【取扱説明書】	2 部	A 4 ファイル
【交付金その他の国庫補助金申請で必要な書類】	2 部	A 4 ファイル
【工事記録写真】	2 部	適宜（電子ファイルを含む）
【什器備品リスト】	2 部	A 4 ファイル
【什器備品カタログ】	2 部	適宜
【竣工写真】	2 部	適宜（電子データも含む）※外観、主要室等をプロカメラマンにより撮影する。
【保証書（原本）】	1 部	適宜
【事業に必要となる各種申請書及び届出書の写し】	1 部	A 4 ファイル
【その他必要な図面・資料】	1 部	A 4 ファイル

注 1 竣工写真の著作権等については、次のとおりとすること。

- （ア）事業者は県による竣工写真の使用が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを県に対して保証する。事業者は、かかる竣工写真が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、または必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、または必要は措置を講ずること。
- （イ）竣工写真は、県が行う事務並びに県が認めた公的機関の広報等に、無償で使用するができるものとする。この場合において、著作権名を表示しないことができるものとする。
- （ウ）事業者は、あらかじめ県の承諾を受けた場合を除き、竣工写真が公表されないようにし、かつ、竣工写真が県の承諾しない第三者に閲覧、複写又は譲渡されないようにすること。

注 2 成果物のサイズは協議による。

注 3 部数に打合せ用資料は含まない。

資料16 住宅性能評価の等級

表示すべき事項	表示方法	説明する事項
1. 構造の安定に関すること		
1－1：耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)	評価方法基準による。	等級1
1－2：耐震等級 (構造躯体の損傷防止)	評価方法基準による。	等級1
1－3：その他 (地震に対する構造躯体 の倒壊等防止及び損傷 防止)	評価方法基準による。	－ (該当する場合) 免震建築物であること及び免震 建築物の維持異管理に関して基 本的な事項
1－4：耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止 及び損傷防止)	評価方法基準による。	等級1
1－5：耐積雪等級 (構造躯体の棟階防止及び 損傷防止) (対象区域外)	評価方法基準による。	－
1－6：地盤又は杭の許容支持力 等級及びその設定方法	地盤の許容応力度又は杭の 許容支持力及び地盤調査の 方法その他それらの設定の根 拠となった方法を明示する。	地盤又は杭の許容支持力等及び その設定方法
1－7：基礎の構造方式及び形式等	直接基礎にあっては基礎の 構造方法及び形式を、杭基 礎にあっては杭種、杭径及 び杭長を明示する。	基礎の構造方法及び形式等
2. 火災時の安全に関すること		
2－1：感知警報装置設置等級 (自住戸火災時)	評価方法基準による。	等級1 特定共同住宅等における必要と される防災性能を有する消防の 用に供給する 設備等に関する省 令（総務省令第40号平成17年 3月25日）により確保される水 準
2－2：感知警報装置設置等級 (他住戸等火災時)	評価方法基準による。	等級1 特定共同住宅等における必要と される防災性能を有する消防の 用に供給する設備等に関する省 令（総務省令第40号平成17年 3月25日）により確保される水 準
2－3：避難安全対策 (他住戸等火災時・共用廊下)	評価方法基準による。	等級1
2－4：脱出対策 (火災時)	通常の歩行経路が使用でき ない場合の緊急的な脱出の ための対策を明示する。	直通階段又は隣戸に通ずるバル コニーや避難器具等
2－5：耐火等級 (延焼のおそれのある部分 (開口部))	評価方法基準による。	等級1
2－6：耐火等級 (延焼のおそれのある部分 (開口部以外))	評価方法基準による。	等級1
2－7：耐火等級 (界壁及び界床)	評価方法基準による。	等級1

表示すべき事項	表示方法	説明する事項
3. 劣化の軽減に関すること		
3－1：劣化対策等級 (構造躯体等)	評価方法基準による。	等級 3
4. 維持管理への配慮に関すること		
4－1：維持管理対策等級 (専用配管)	評価方法基準による。	等級 2
4－2：維持管理対策等級 (共用配管)	評価方法基準による。	等級 2
4－3：更新対策 (共用排水管)	評価方法基準による。	・更新対策 等級 2 ・共用排水縦管の位置
4－4：更新対策 (住宅専用部)	空家改修工事や設備機能更新時のコスト縮減に配慮した内容	住宅専用部の空間の高さ、間取り変更の障害になるものの有無を表示
5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること		
5－1：断熱等性能等級	評価方法基準による。	等級 4 ＝ ZEH-M Oriented を満足
5－2：一次エネルギー消費量等級	評価方法基準による。	等級 5 ＝ ZEH-M Oriented を満足（と判断）
6. 空気環境に関する事		
6－1：ホルムアルデヒド対策 (内装及び天井裏等)	評価方法基準による。	等級 3
6－2：換気対策	室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去するため必要な換気対策を明記する。	換気対策
6－3：室内空気中の化学物質の濃度等	室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去するため必要な局所換気対策を明記する。	室内空気中の化学物質の濃度等
7. 光・視環境に関すること		
7－1：単純開口率	単純開口率を明示する。	単純開口率
7－2：方位別開口比	方位別開口比を明示する。	方位別開口比
8. 音環境に関すること		
8－1：重量床衝撃音対策 (選択項目)	評価方法基準による。	等級 2
8－2：軽量床衝撃音対策 (選択項目)	評価方法基準による。	－（表示対象としない）
8－3：透過損失等級 (選択項目)	評価方法基準による。	等級 1
8－4：透過損失等級 (外壁開口部)（選択項目）	評価方法基準による。	等級 2
9. 高齢者等への配慮に関すること		
9－1：高齢者等の配慮対策等級 (専用部分)	評価方法基準による。	等級 3
9－2：高齢者等の配慮対策等級 (共用部分)	評価方法基準による。	等級 3
10. 防犯に関すること		
10－1：開口部の侵入防止対策	開口部区分に応じた侵入防止対策を明示する。	開口部の進入対策